

「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」について

平成16年6月
医政局総務課

1 開催の趣旨等

- (1) 個人情報保護法については、平成15年5月30日に公布され、平成17年4月1日から全面施行されることとなっているが、医療機関等についても一般の事業者と同様に適用されることとなっている。
- (2) 個人情報保護法においては、「特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報については、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」とされており、医療分野は、平成16年4月2日に閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」においても、特に適正な取扱いを確保すべき個別分野の一つとされている。
- (3) このため、個人情報保護法の全面施行に向けて、医療機関等において個人情報を適切に取り扱うためのガイドラインの策定を行うとともに、国会における附帯決議の趣旨も踏まえ、個別法の必要性も含め、医療機関等における個人情報保護のあり方について、幅広く検討を行うこととする。
- (4) また、介護サービスについては、医療機関において医療サービスと合わせて提供されることが多いことから、医療機関以外の介護サービス提供事業者についても検討の対象とする。
- (5) なお、医学研究分野における個人情報保護のあり方については、厚生科学審議会科学技術部会の下に専門委員会を設置し検討を行うこととされていることから、相互に密接に連携しつつ検討を行うものとする。

2 検討事項

- ・ 個人情報保護法の全面施行に対応した医療機関等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインの策定
- ・ 個別法の必要性に係る検討を含む、医療機関等における個人情報保護のあり方

3 検討会の位置づけ等

医政局、医薬食品局、老健局、保険局による共同の検討会
(検討会の庶務は、関係各局・各課の協力を得て医政局総務課で行う。)

4 検討会のメンバー

別紙のとおり

(別紙)

医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会
委員名簿

- 岩淵 勝好 川崎医療福祉大学医療福祉学部教授
- 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 大道 久 日本大学医学部教授
- 大山 永昭 東京工業大学フロンティア創造共同研究センター教授
- 神作 裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 楠本 万里子 日本看護協会常任理事
- 高津 茂樹 日本歯科医師会常務理事
- 高橋 紘士 立教大学コミュニティ福祉学部教授
- 武田 隆男 日本病院会副会長
- 辻本 好子 NPO法人ささえあい医療人権センターCOML代表
- 寺野 彰 日本私立医科大学協会理事
- ◎ 樋口 範雄 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 松原 謙二 日本医師会常任理事
- 山本 信夫 日本薬剤師会常務理事

(◎：座長、○：座長代理)

医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会

－開催状況－

○第1回 平成16年6月23日（水）

- ・医療機関等における個人情報保護のあり方について
（フリートーキング）

○第2回 平成16年7月21日（水）

- ・ガイドラインに係る主な論点について

○第3回 平成16年7月30日（金）

- ・ガイドラインに係る主な論点について

○第4回 平成16年9月9日（木）

- ・ガイドライン素案について

○第5回 平成16年9月16日（木）

- ・ガイドライン素案について

○第6回 平成16年9月30日（木）

- ・ガイドライン案について

個人情報の保護に関する法律等の概要

第1章 総則

1 目的 (1条)

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大
→ 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護

2 定義 (2条)

「個人情報」…生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

「個人情報データベース等」…個人情報を含む情報の集合物であつて次のもの

- ①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- ②個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人の情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

「個人情報取扱事業者」…個人情報データベース等を事業の用に供している者（国、地方公共団体、独立行政法人等のほか、取り扱う個人情報の数が過去6月以内のいずれの日においても5000を超えない者を除く）

「個人データ」…個人情報データベース等を構成する個人情報

「保有個人データ」…個人情報取扱事業者が開示、訂正等の権限を有する個人データ

3 基本理念 (3条)

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取扱いが図られなければならない。

第2章 国及び地方公共団体の責務等

1 国及び地方公共団体の責務 (4条、5条)

2 法制上の措置等 (6条)

- ・ 国の行政機関、独立行政法人等の保有する個人情報についての法制上の措置等
- ・ 個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報についての法制上の措置等

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第1節 個人情報の保護に関する基本方針 (7条)

- ・ 施策の総合的・一体的推進を図るための基本方針を国民生活審議会の意見を聴いた上で閣議決定

第2節 国の施策 (8条～10条)

- ・ 地方公共団体等への支援、苦情処理のための必要な措置等

第3節 地方公共団体の施策 (11条～13条)

- ・ 地方公共団体の保有する個人情報についての必要な措置
- ・ 区域内の事業者及び住民への支援、苦情処理のあっせん等の必要な措置

第4節 国及び地方公共団体の協力（14条）

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

第1節 個人情報取扱事業者の義務

(1) 利用目的の特定、利用目的による制限（15条、16条）

- ・ 個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定
- ・ 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いの禁止（次の場合を除く）
 - ①法令に基づく場合
 - ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ④国、地方公共団体等の事務の遂行に協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(2) 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等（17条、18条）

（適正な取得）

- ・ 偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止

（取得に際しての利用目的の通知等）

- ・ 個人情報を取得した際の利用目的の本人への通知又は公表（あらかじめ公表している場合は除く）
- ・ 本人から直接書面に記載された個人情報を取得する場合の利用目的の明示
- ・ 利用目的を変更した場合の変更された利用目的の本人への通知又は公表
- ・ 次の場合は、上記は適用しない。
 - ①利用目的の通知・公表により、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ②利用目的の通知・公表により、当該事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - ③国、地方公共団体の事務の遂行に協力する必要がある場合であって、利用目的の通知、公表により、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - ④取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(3) データ内容の正確性の確保（19条）

- ・ 利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの正確性、最新性を確保（努力義務）

(4) 安全管理措置、従業者・委託先の監督（20条～22条）

- ・ 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、従業者・委託先に対する必要かつ適切な監督

(5) 第三者提供の制限（23条）

- ・ 本人の同意を得ない個人データの第三者提供の禁止（次の場合を除く）
 - ①法令に基づく場合

- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ④国、地方公共団体等の事務の遂行に協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - ・ 本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、第三者の提供を利用目的とすること、第三者に提供される個人データの項目等を本人に通知等しているときは、個人データを第三者に提供することができる
 - ・ 次により個人データの提供を受ける者は第三者に該当しない
 - ①利用目的の達成に必要な範囲において個人データの取扱いを委託する場合
 - ②合併その他の事業の承継
 - ③個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨や個人データの項目、共同して利用する者の範囲等について本人に通知等を行っている場合
- (6) 公表等、開示、訂正等、利用停止等 (24条～27条)**
- (保有個人データに関する事項の公表等)
- ・ 保有個人データに関し、利用目的等を本人の知り得る状態に置かなければならない
- (開示)
- ・ 本人からの求めに応じた保有個人データの開示
 - ・ 次の場合は全部又は一部を開示しないことができる
 - ①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ②当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③他の法令に違反することとなる場合
 - ・ 保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知
- (訂正等)
- ・ 本人から保有個人データの内容が事実でないという理由によって内容の訂正、追加、削除が求められたときは、利用目的の達成に必要な範囲内において調査を行い、その結果に基づき訂正等を実施
 - ・ 訂正等を行ったときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知
- (利用停止等)
- ・ 本人から保有個人データが利用目的による制限・第三者提供の制限に違反して取り扱われてる等の理由により利用停止・消去、第三者提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があると判明したときは、違反を是正するために必要な限度で利用停止等を実施又は第三者提供の停止
 - ・ 利用停止等を行ったときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知
- (7) 苦情の処理 (31条)**
- ・ 個人情報取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理 (努力義務)
- (8) 主務大臣の関与 (32条～35条)**
- ・ この節の規定の施行に必要な限度における報告の徴収、必要な助言
 - ・ 個人情報取扱事業者が義務規定 (努力義務を除く) に違反し、個人の権利利益保護の

ため必要がある場合における勧告、勧告に従わない一定の場合の命令等

- ・ 主務大臣の権限の行使の制限（表現、学問、信教、政治活動の自由）

(9) 主務大臣（36条）

- ・ 個人情報取扱事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣が指定

第2節 民間団体による個人情報の保護の推進

(1) 団体の認定（37条）、対象事業者（41条）

- ・ 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、苦情の処理等を行おうとする団体の認定
- ・ 認定団体による対象事業者（団体の構成員等）の氏名又は名称の公表

(2) 個人情報保護指針（43条）

- ・ 認定団体による個人情報保護指針の作成・公表

(3) 主務大臣の関与（46条～48条）

- ・ この節の規定の施行に必要な限度における報告の徴収
- ・ 業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更等についての命令
- ・ 認定基準に適合しなくなった場合、命令に従わない場合等における認定取消し

(4) 主務大臣（49条）

- ・ 対象事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣が指定

第5章 雑則

- ・ 報道、著述、学術研究、宗教活動、政治活動の用に供する目的で個人情報を取り扱う報道機関、著述を業として行う者、学術研究機関等、宗教団体、政治団体については、第4章の適用を除外（50条1項）
 - ・ これらの主体は、安全管理、苦情処理等のために必要な措置を自ら講じ、その内容を公表するよう努力（50条3項）
- ※ この他、権限又は事務の委任、施行の状況の公表等について規定

第6章 罰則

- ・ 個人情報取扱事業者が主務大臣の命令に違反した場合等における罰則（56条～59条）

附則

- ・ 公布の日（平成15年5月30日）から施行。第4章から第6章までの規定は、平成17年4月1日に施行（附則1条）
- ・ 経過措置（附則2条～6条）
- ・ 内閣府の所掌事務等に本法施行関係の事務を追加（附則7条）

個人情報保護に関する基本方針の概要

1 個人情報保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

(理念と制度の考え方)

- 個人情報の保護に万全を期することこそが、個人情報の利用に関する社会の信頼を高め、国民一人一人がその便益を享受できる高度情報通信社会を実現。
- 各事業等の分野の実情に応じて、個人情報を取り扱う者において、自律的に個人情報の保護に万全が期されることを期待。自律的な取組に関しては、事業者、地方公共団体、国等の協力・連携が重要。

(国際的な協調)

- 法第4章の規定は、OECD 8原則を具体化したもの。今後、具体的な取組により、実効性の確保が重要。

2 国が講ずべき個人情報保護のための措置に関する事項

(各行政機関の保有する個人情報の保護)

- 法律の周知、職員への研修等により、行政機関個人情報保護法を適切に運用。

(制度の統一的な運用)

- 個別の事案が発生した場合、各省庁は、迅速に法第4章の規定に基づく措置等を検討。内閣府は、個人情報保護関係省庁連絡会議も活用しつつ、対応事例の蓄積・整理を行い、必要な情報を各省庁に提供。
- 各省庁は、地方公共団体との連絡・調整を強化するため、法に関する窓口を明確化するとともに、研修等により職員に知識を普及。

(事業分野ごとの方針)

- 法が、各分野に共通する必要最小限のものであること等を踏まえ、それぞれの事業等の分野の実情に応じたガイドライン等の策定・見直しを早急に検討。
- 特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野については、格別の措置を各分野（医療、金融・信用、情報通信等）ごとに早急に検討し、法の全面施行までに、一定の結論。

(広報・啓発)

- 内閣府及び各省庁は、事業者及び国民に対して法制度の広報・啓発をきめ細かに実施。

3 地方公共団体が講ずべき個人情報保護のための措置に関する基本的な事項

(地方公共団体の保有する個人情報の保護)

- 行政機関個人情報保護法等を踏まえ、条例の制定及び見直し。

(住民・事業者等への支援)

- 地方公共団体の取組は、法及びガイドライン等との整合性に配慮することが必要。事業者等に新たな義務を課す場合には、区域の特性と条例・規則の内容等を十分説明し、理解を求めていくことが重要。

(国・地方公共団体の連携)

- 地方公共団体と事業等所管省庁は、基本方針に基づく各窓口を活用し、十分に連携・協力。各省庁は、必要な場合には、自ら権限を行使。

4 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

- 法律の周知、職員への研修等により、独立行政法人等個人情報保護法を適切に運用。

5 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

- 各地方公共団体は、個人情報保護条例において所要の規定を整備。

6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

- 各省庁等におけるガイドライン等の検討及び各事業者の取組に当たっては、特に、①事業者が行う措置の対外的明確化、②責任体制の確保、③従業員の啓発が重要。

7 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

(地方公共団体の取組)

- 苦情の処理のあっせん等は、わかりやすく、なじみやすい対応が重要。
- 既存の消費生活センター等を苦情の窓口とし、これを軸に関係部局が連携を確保。

(国民生活センター、各省庁の取組)

- 国民生活センターは、研修の実施、マニュアルの作成により、窓口を支援。
- 苦情相談の事例を集約・分析し、対応事例集等の資料を作成。個別の相談事例から得られる知見を蓄積し、各種相談機関において共有。

8 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

- 本基本方針は、情報通信技術、新事業の創出等の今後の変化に応じて見直すことが必要。
- 内閣府は、法の施行状況について国民生活審議会に報告。同審議会は、法の施行状況をフォローアップ。